

日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

調剤報酬全点数解説（2022年度改定版） 「服薬管理指導料 （1～3、手帳活用実績特例、かかりつけ特例）」

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美
日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4828号 長岡俊広

凡例

告示・通知

疑義解釈

MPSコメント

（4月8日更新）

・2022年度改定に合わせて内容を更新しました。

資料No.20220408-1067-2

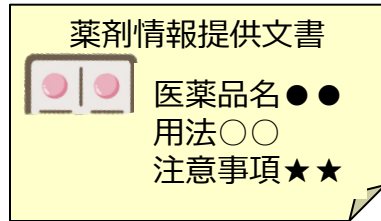
本資料は、2022年3月31日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。



区分	処方箋受付1回につき	点数
1	3か月以内に再度処方箋を持参した患者（手帳提示）	45点
2	1以外の患者又は1の患者で手帳を提示していない場合	59点
3	特別養護老人ホームに入所している患者に訪問して行った場合	45点
4イ	オンライン服薬指導を行った場合（3か月以内に再度処方箋を提出し、手帳提示）	45点
4ロ	オンライン服薬指導を行った場合（イ以外の場合）	59点
特例（注13）	手帳の活用実績が低い薬局	13点
特例（注14）	直近でかかりつけ薬剤師指導料等算定した患者にやむを得ず別の薬剤師が対応した場合	59点

【主な要件】

(1) 薬剤情報(文書)の提供・基本的な説明



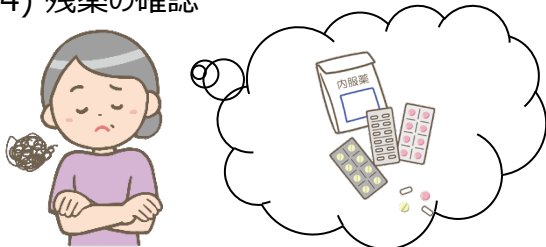
(2) 薬剤の服用等に関する必要な指導



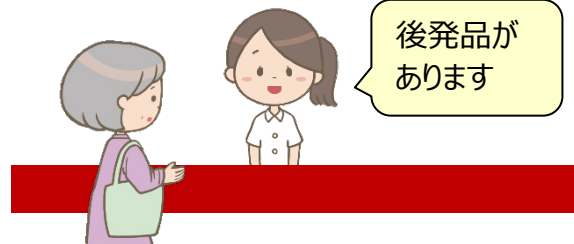
(3) 手帳を用いる場合は必要事項を記載



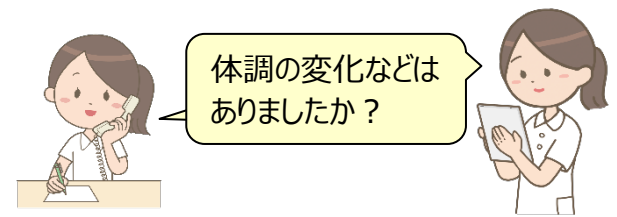
(4) 残薬の確認

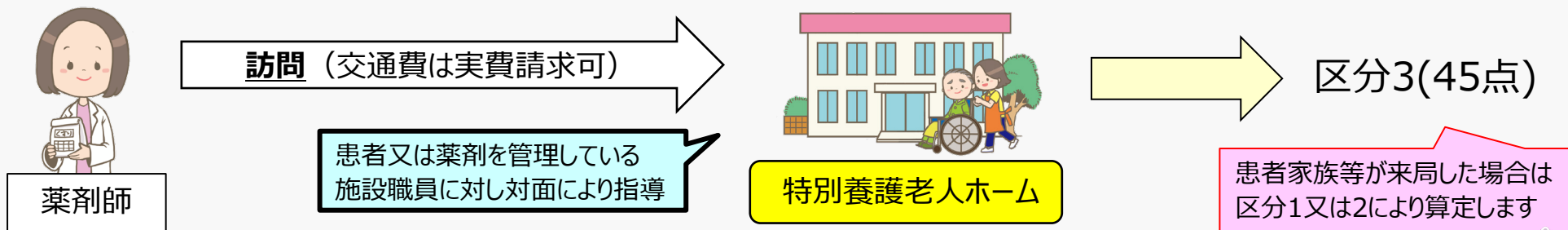
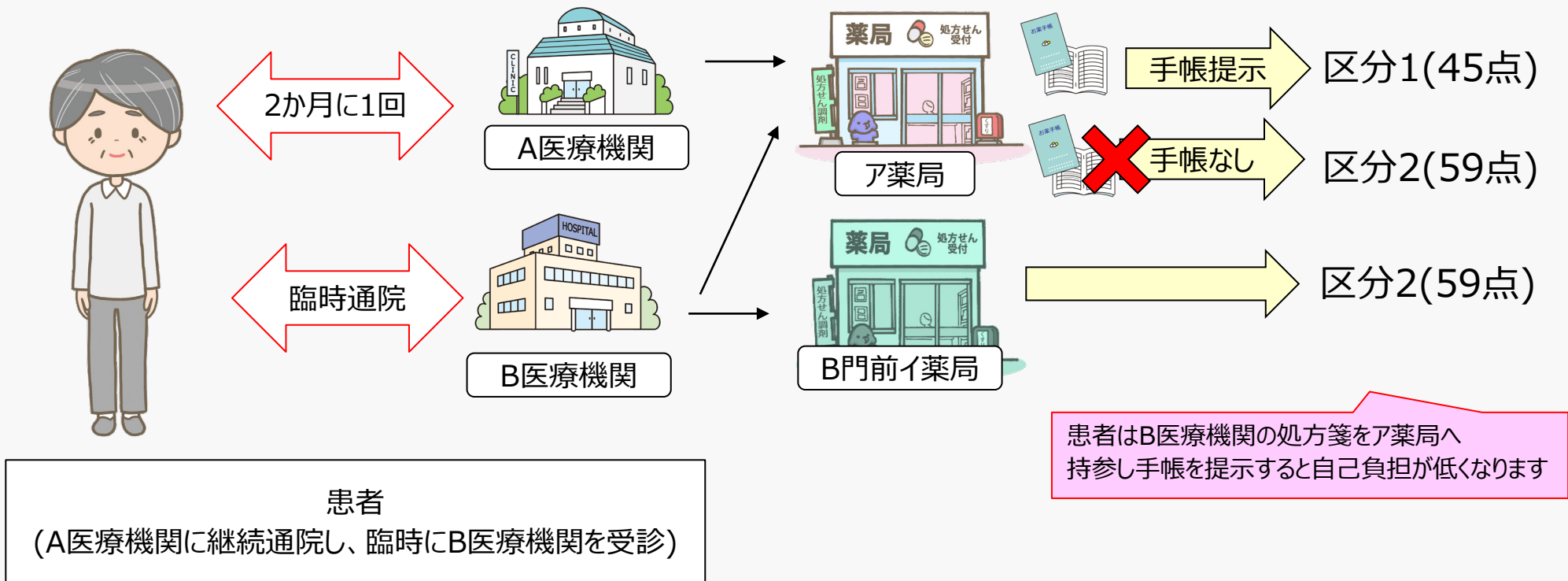


(5) 後発医薬品に関する情報提供



(6) 必要な患者へのフォローアップ





要件（服薬指導と事前確認）

○対話により得られた情報を収集し、適正使用に必要な服薬指導を行う（指導の要点を薬歴等に記載）

前のお薬は飲み切っていますか

体調の変化などはありませんでしたか

処方箋受付の都度、過去の薬歴を参照し、必要に応じて指導内容を見直す

- 副作用については「重篤副作用疾患別対応マニュアル」等を参考
- 抗菌薬の適正使用については「抗微生物薬適正使用の手引き」を参考
- ポリファーマシーについては「高齢者の医薬品適正使用の指針（総論編）」「高齢者の医薬品適正使用の指針（各論編（療養環境別））」「高齢者の安全な薬物療法ガイドライン」「高齢者が気を付けたい多すぎる薬と副作用」等を参考

○処方箋の受付後、薬を取りそろえる前に、薬剤師が患者等に以下の内容を確認する

- 患者の体質（アレルギー歴、副作用歴等）、患者の生活像、後発医薬品の使用に関する意向
- 疾患に関する情報（既往歴、合併症、他科受診において加療中の疾患）
- 併用薬（要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及び健康食品を含む）等の状況、服用薬と相互作用が認められる飲食物の摂取状況
- 服薬状況、残薬の状況
- 患者の服薬中の体調の変化（副作用を疑われる症状など）、患者等からの相談事項の要点



【薬剤情報提供文書記載事項】

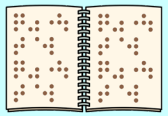
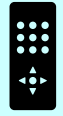
- ① 薬剤の名称、形状
- ② 用法、用量、効能、効果
- ③ 副作用、相互作用
- ④ 服用及び取扱い上の注意
- ⑤ 後発医薬品に関する情報
- ⑥ 薬局名称、情報提供した薬剤師の氏名
- ⑦ 薬局又は薬剤師の連絡先

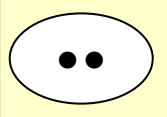
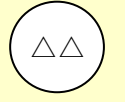
必要に応じてRMP(医薬品リスク管理計画)に基づく患者向け資材を活用

調剤を行った全ての薬剤の情報が一覧できるようなもの

特に配慮が必要と考えられるものについては情報提供の前に医師に確認するなど慎重に対応

薬剤情報提供文書に準ずるもの
・点字 ・ボイスレコーダー等への録音など

① お薬の名称 (一般名)	① 写真など	② 効能・効果	② 用法・用量	③、④ 薬剤に関する情報	薬価
●●錠10mg (イロハ錠)		胃の症状の原因となる「胃酸」の出すぎを抑えるお薬です。	1日2回朝食後、夕食後に服用してください	主な副作用として、○○、■ ■などが報告されています。このような症状に気づいたら、医師又は薬剤師にご相談ください。 光、高温、湿気を避けて保管してください。	28.30円
⑤ このお薬には後発医薬品がありません。					
△△錠20mg (ニホヘ錠)		炎症に伴う腫れや痛みをやわらげ、熱を下げるお薬です。	頭痛時に服用してください	主な副作用として、★★、◎◎などが報告されています。このような症状に気づいたら、医師又は薬剤師にご相談ください。 直射日光、高温、湿気を避けて保管してください。	15.30円
⑤ このお薬には後発医薬品があります。ニホヘ錠20mg「A社」 A製薬					10.30円
⑥、⑦ ◇◇薬局 薬剤師：◆◆◆◆ 連絡先：000-0000-0000					

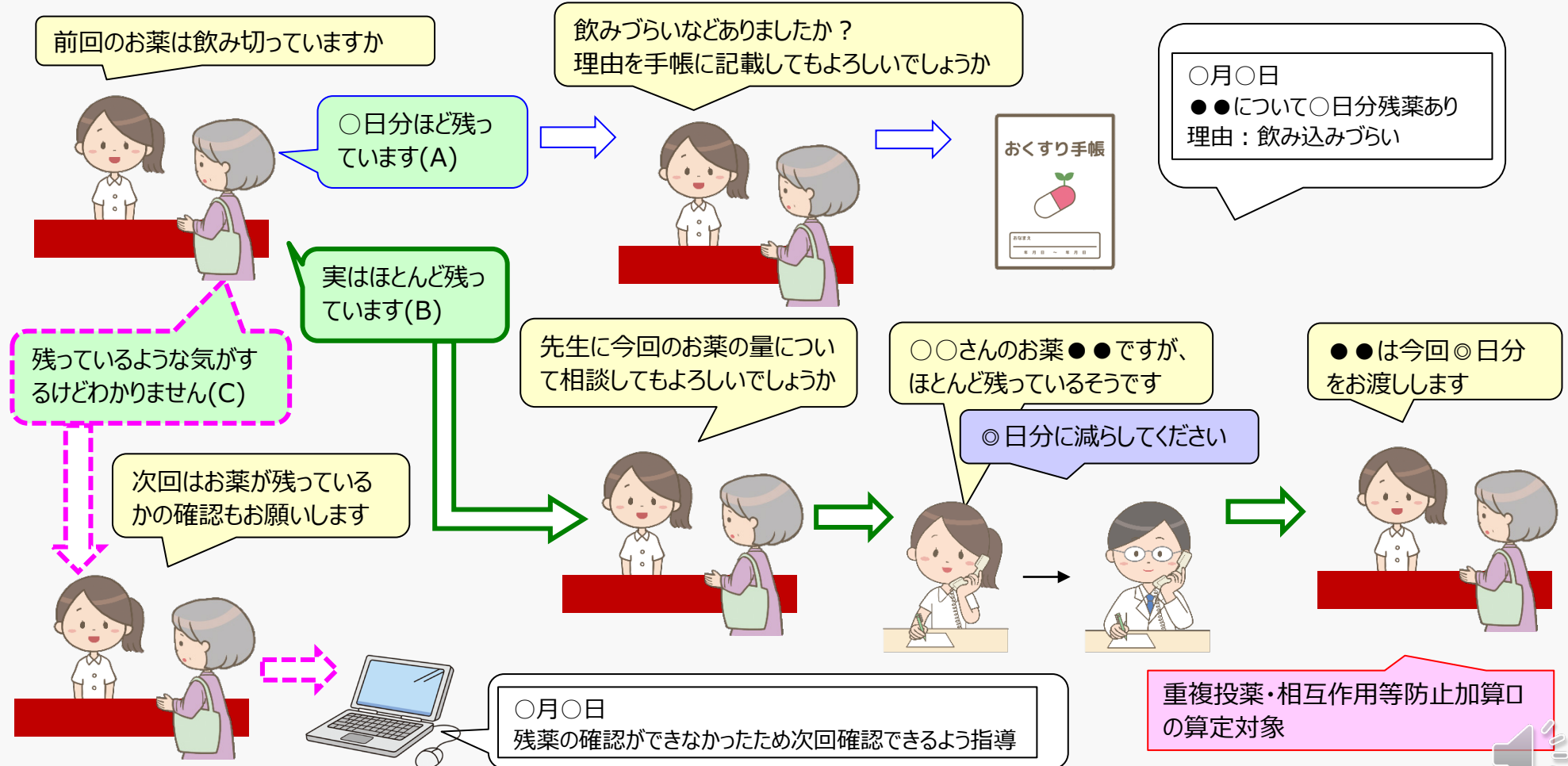


○残薬の有無を確認し、理由を把握

- ⇒ 【A】一定程度の残薬がある場合：状況と理由を手帳に記載するよう努める
- ⇒ 【B】相当程度の残薬がある場合：処方医に連絡し投与日数の確認を行うよう努める
- ⇒ 【C】残薬の状況を確認できなかった場合：次回来局時に確認できるよう指導し、薬歴に記載

【疑義解釈 2020/4/16⑤】

記載の必要性は個別の事例ごとに薬剤師が判断



○手帳の定義



経時的に薬剤の記録が記入でき、かつ下記の事項を記録する欄がある薬剤の記録用の手帳をいう。

- ①患者の氏名、生年月日、連絡先等患者に関する記録
- ②患者のアレルギー歴、副作用歴等薬物療法の基礎となる記録
- ③患者の主な既往歴等疾患に関する記録
- ④患者が日常的に利用する保険薬局の名称、保険薬局又は保険薬剤師の連絡先等

- ・①～③は薬局において記載を確認
(記載されていない場合は患者に記入の指導等行う)
- ・④は、患者に記載を促す

【疑義解釈 2020/3/31①】

- ・薬局名の記載は原則として患者またはその家族等が行う
- ・日常的に利用する薬局名称等はシール貼付け可

○手帳を用いる場合、調剤した全ての薬剤について調剤日、薬剤の名称、用法、用量、服用に際して注意すべき事項等を経時的に記載



○年○月○日
 薬剤名：ABC錠10mg
 用法用量：1日1回1錠を就寝前に服用
 注意事項：服用後眠気を感じる場合がある
 があるので服用後は運転を控えてください

「服用に際して注意すべき事項」

- ・重大な副作用又は有害事象等を防止するために特に患者が服用時や日常生活上注意すべき事項
- ・薬剤により発生すると考えられる症状、副作用等

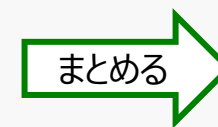
○医療機関受診時に手帳を提示するよう指導

医療機関に行かれる際は手帳を提示してくださいね

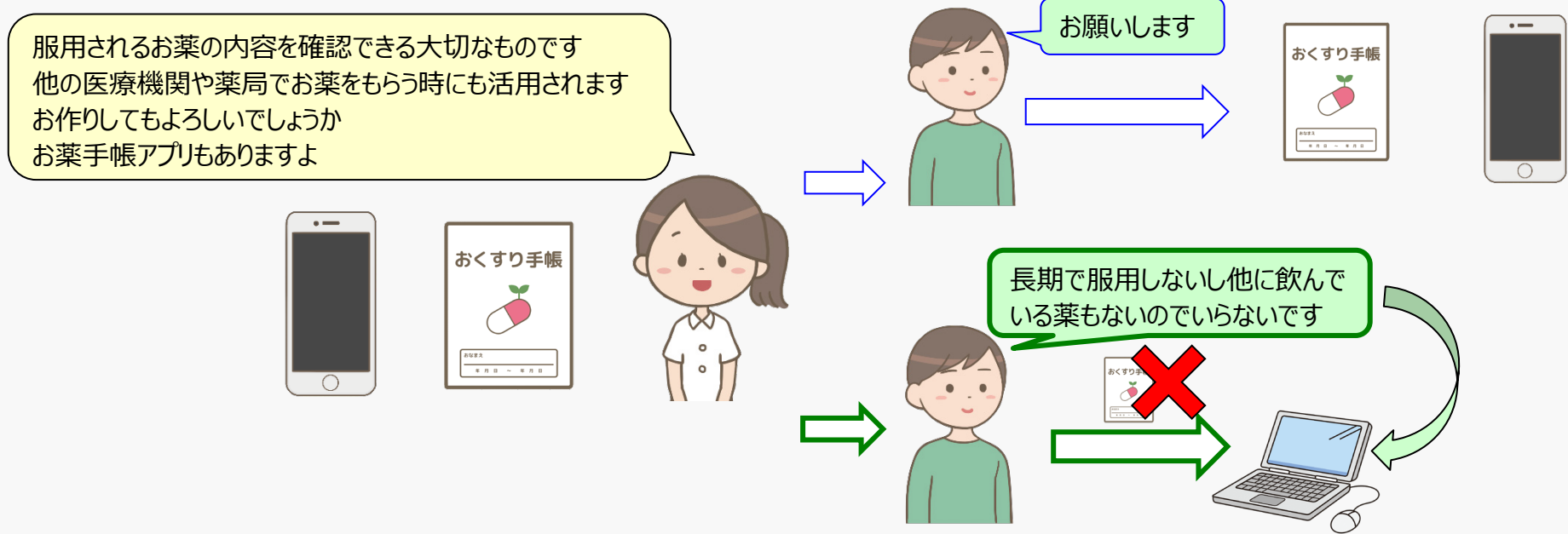


○複数の手帳を所有していないかの確認

- ・所有している場合は、患者の意向を確認し、1冊にまとめる
- ・まとめなかった場合は理由を薬歴等に記載

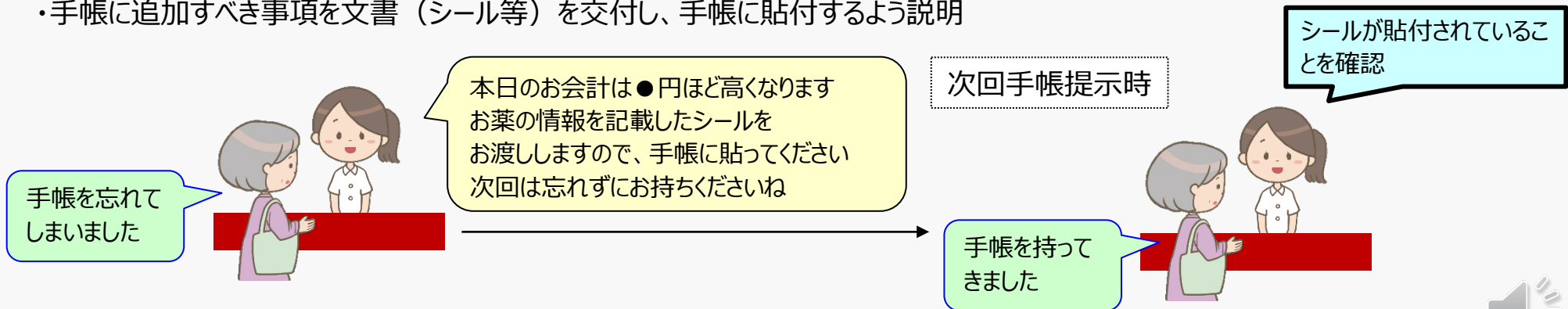


○手帳についての十分な説明を行い提供(患者の意向で使用しない場合は理由を薬歴等に記載)



○手帳が提示できなかった場合には、

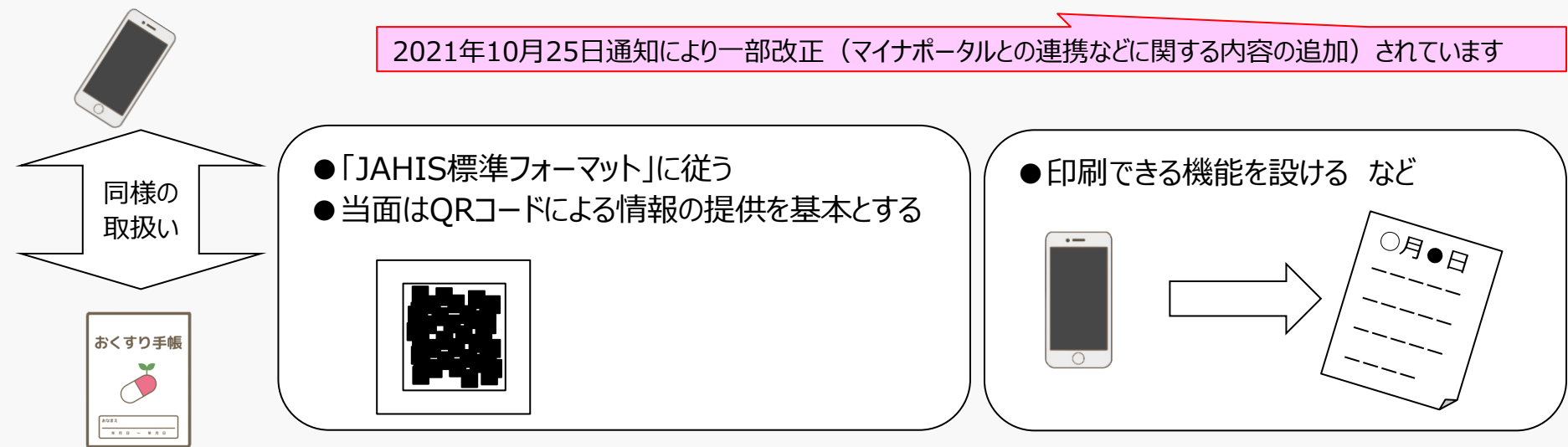
- ・ただし書の点数 (59点) を算定することを説明し、次回以降は手帳を提示するよう指導
- ・手帳に追加すべき事項を文書 (シール等) を交付し、手帳に貼付するよう説明



○「お薬手帳（電子版）の運用上の留意事項について」（通知）の「第三運営事業者等が留意すべき事項」を満たした手帳であれば、紙の手帳と同様に扱われる

（URL） <https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T211027I0010.pdf>

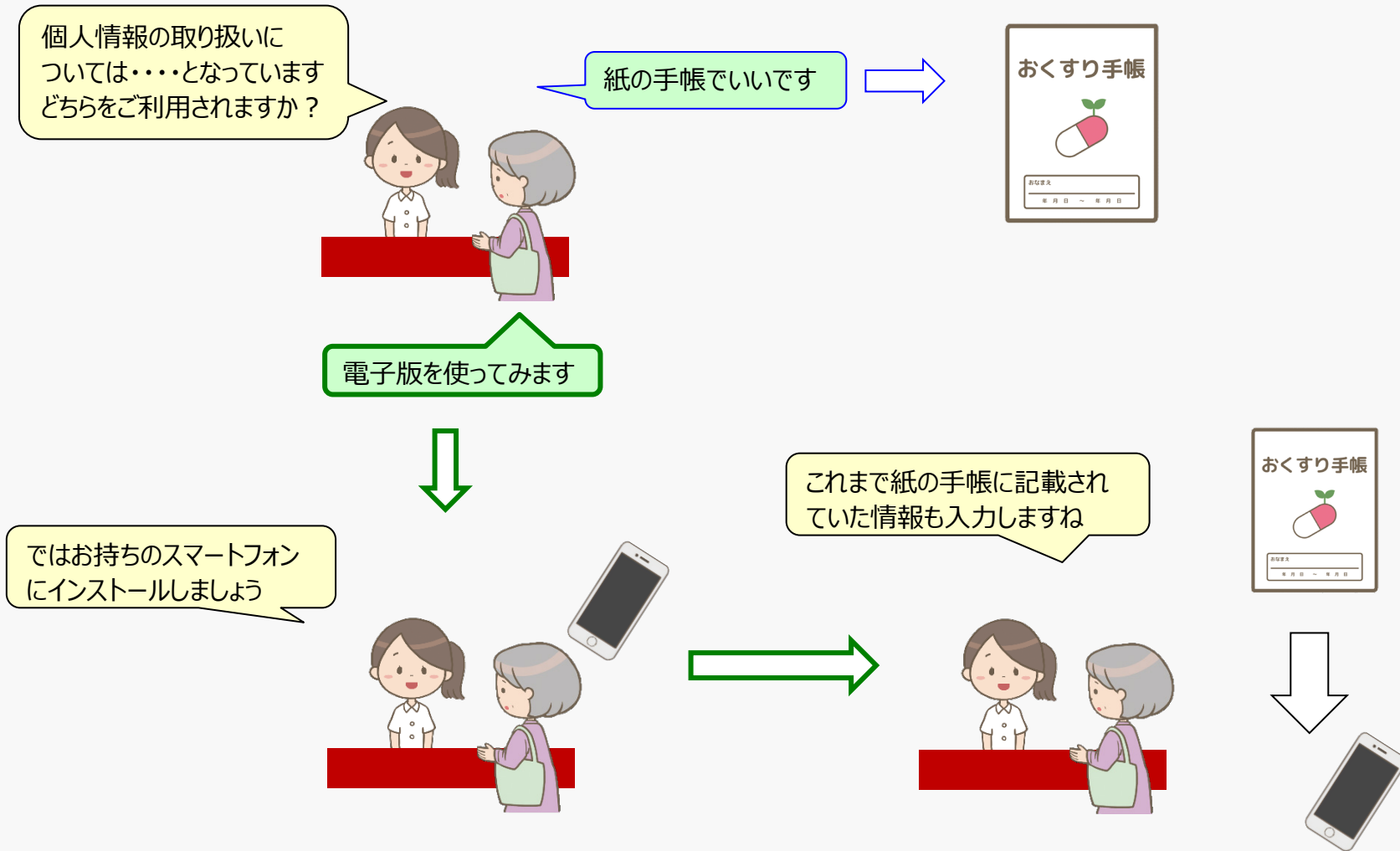
2021年10月25日通知により一部改正（マイナポータルとの連携などに関する内容の追加）されています



（参考）「第二 提供薬局等が留意すべき事項」を一部抜粋要約

- お薬手帳の意義、役割及び利用方法等について十分な説明を行い、理解を得た上で提供する。
- 利用者が一つのお薬手帳サービスを利用するよう促す。
- 利用者が閲覧に必要な機器等を保有していない場合には、紙のお薬手帳等で提供する。
- 利用者の求めに応じて少なくともQRコードにて情報を出力する。
- 「調剤年月日」、「薬品情報」、「用法情報」、その他必要な情報を提供する。
- 薬剤師等の医療関係者が閲覧することについて同意を得、薬剤師等は情報を閲覧するごとに、利用者から同意を得ることが望ましい。
- 処方・調剤される医薬品が変更された場合等には、利用者及び医療関係者が認識しやすいよう、注意事項欄に記載することが望ましい。
- 薬局等の事情により、利用者のお薬手帳サービスの選択が制限されることのないよう留意する。
- 利用者が電子版から紙への変更を希望した場合は、紙への切り替えを適切に実施する。

- 個人情報の取扱いなどを説明したうえで患者の意向を踏まえて提供する
- 紙媒体の手帳を利用している患者が切り替える場合は、これまでの情報も利用できるようにするなど対応する

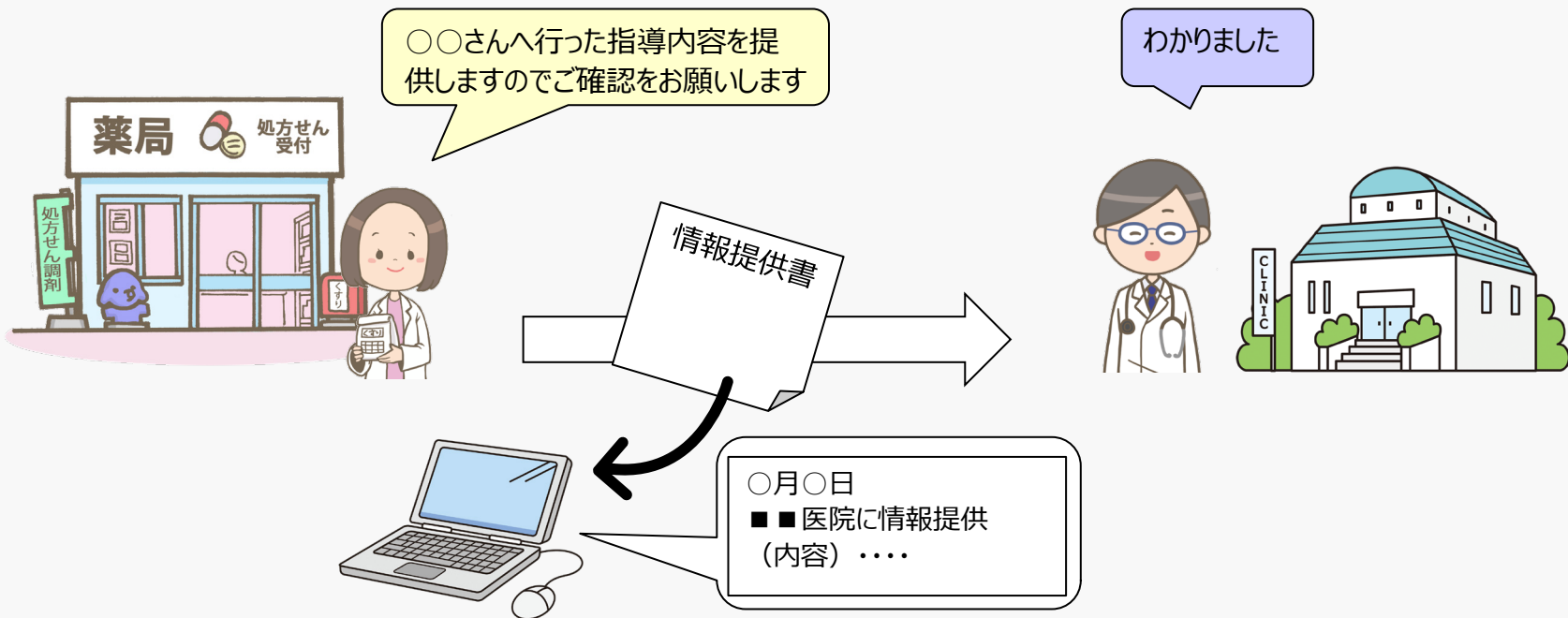


○一般名処方時の対応

- ・原則、後発医薬品を調剤
- ・後発医薬品を調剤しなかった場合は、レセプトに理由を記載

【レセプト摘要欄】
 もっとも当てはまるものをひとつ記載
 「患者の意向」
 「保険薬局の備蓄」
 「後発医薬品なし」
 「その他」

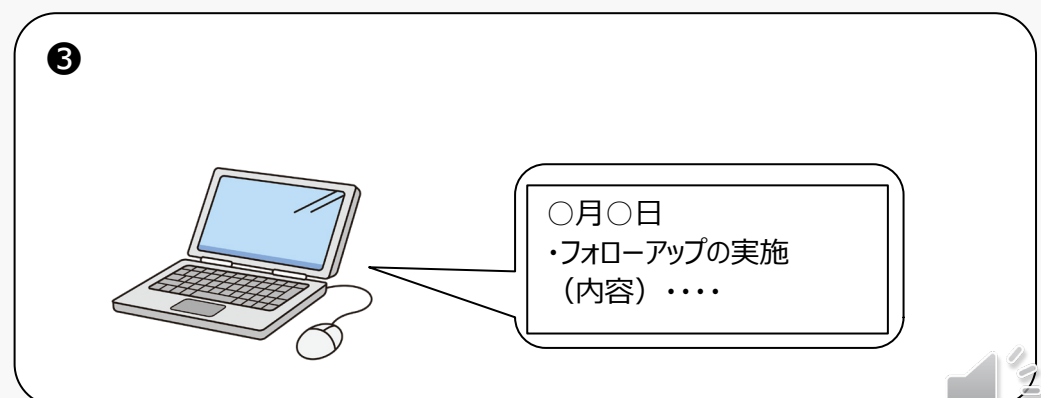
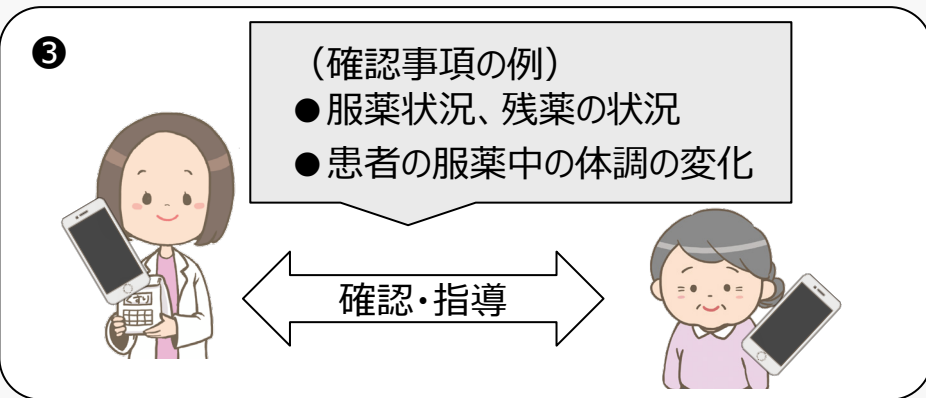
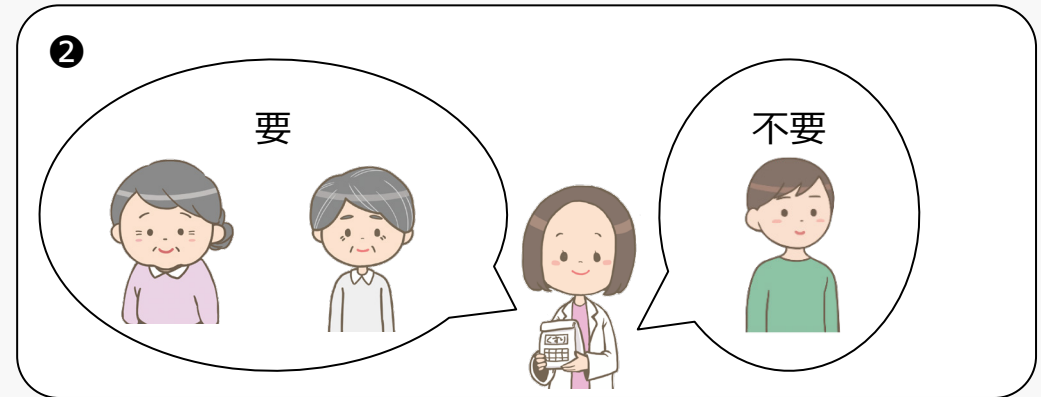
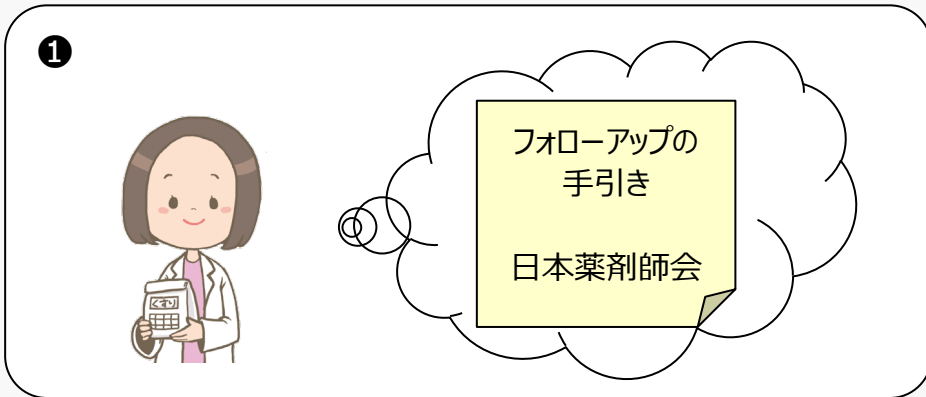
○指導の内容等について、処方医へ情報提供した場合は、要点について薬歴等に記載



【2022年度改定新設】

○薬剤交付後、患者の服薬状況や服薬期間中の体調の変化等について、継続的な確認のため、必要に応じて指導等を実施

- ①「薬剤使用期間中の患者フォローアップの手引き（日本薬剤師会）」等を参考とする
- ②必要性を個別に判断し適切な方法（電話や情報通信機器）で実施
（電子メールを一律に一斉送信すること等は継続的服薬指導を実施したことにはならない）
- ③必要と認める場合は、薬剤交付後電話等により、服薬状況等を確認し、必要な指導等を実施
- ④実施した指導等の要点を薬歴等に記載



- 3月以内に再度処方箋を持参した患者への服薬管理指導料の算定回数うち、手帳を提示した患者への服薬管理指導料の算定回数の割合が50%以下であること。

2022年4月以降はオンライン服薬指導分やかかりつけ薬剤師と連携する薬剤師が対応した場合（特例注14）も計算に含まれます

$$\text{手帳の活用実績} = \frac{\text{3月以内処方箋持参かつ手帳提示患者への指導料算定回数}}{\text{3月以内処方箋持参患者への指導料算定回数}}$$

$$= \frac{(\text{薬A} + \text{薬3A} + \text{薬オA} + \text{特1A} + \text{特1オA} + \text{特2A} + \text{特2オA})}{(\text{薬A} + \text{薬3A} + \text{薬オA} + \text{特1A} + \text{特1オA} + \text{特2A} + \text{特2オA}) + (\text{薬B} + \text{薬3B} + \text{薬オB} + \text{特1B} + \text{特1オB} + \text{特2B} + \text{特2オB})}$$

小数点以下四捨五入

50%超
「特例」に該当しない薬局

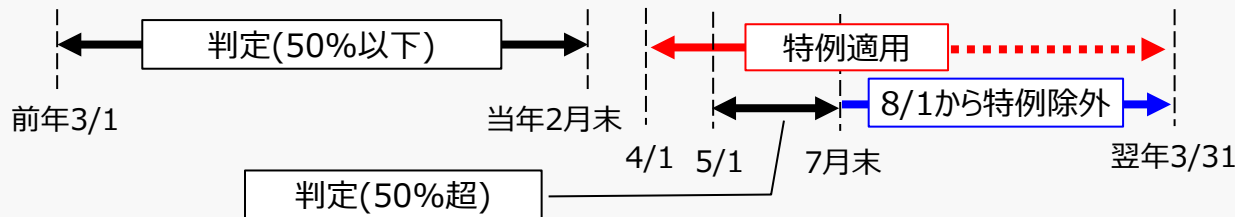
50%以下
「特例」該当薬局(13点)

- 服薬管理指導料・調剤管理料の加算は算定不可
- 特例注14の算定不可

レセプト調剤行為名称の略号 (服薬管理指導料)	「特例」に該当しない薬局			「特例注13」を算定する薬局		「特例注14」を算定する場合	
		「3」を算定	オンライン		オンライン		オンライン
3月以内処方箋持参・手帳提示	薬A	薬3A	薬オA	特1A	特1オA	特2A	特2オA
3月以内処方箋持参・手帳なし	薬B	薬3B	薬オB	特1B	特1オB	特2B	特2オB
3月以内処方箋持参以外	薬C	薬3C	薬オC	特2C	特1オC	特2C	特2オC

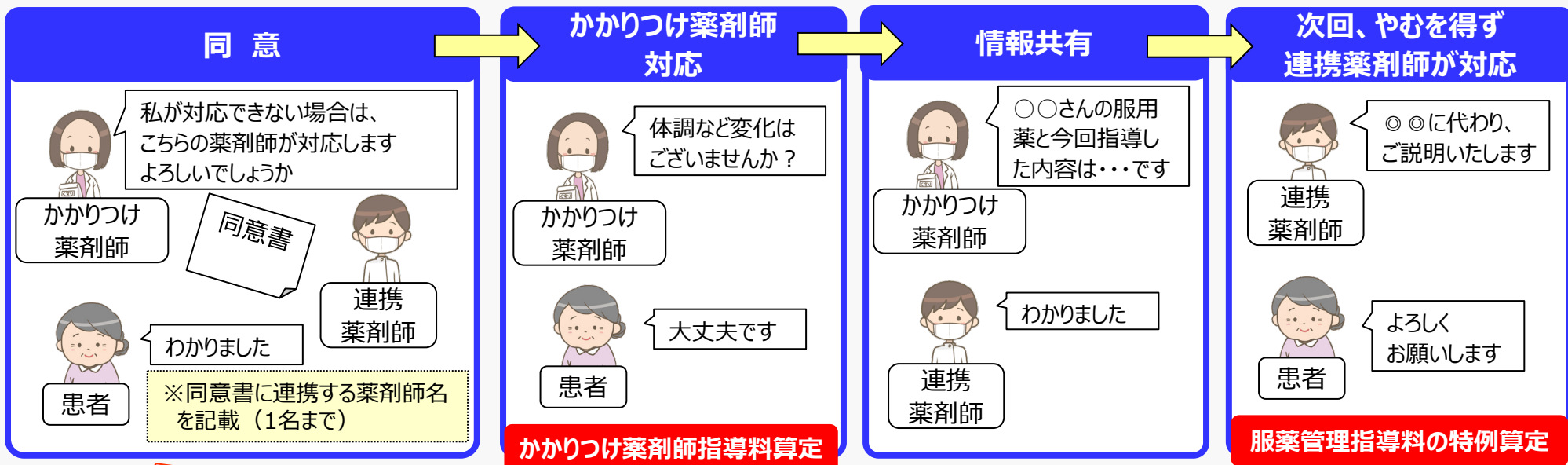
- 前年3月1日から当年2月末日までの実績で判断し、当年4月1日から翌年3月31日まで適用する。

- 該当した場合であっても、直近3月間における割合が50%を上回った場合には、翌月から特例除外。



【2022年度改定新設】 算定要件	点数
当該薬局での直近の調剤で、かかりつけ薬剤師指導料等を算定した患者に対し、やむを得ない事情により、患者の同意を得て、かかりつけ薬剤師と他の薬剤師（※）が連携して指導等を行った場合 （※）①保険薬剤師として3年以上の薬局勤務経験 ②当該保険薬局に継続して1年以上在籍（届出不要）	59点

【疑義解釈 2022/3/31①】 ・①②を満たしていれば、週3回勤務の薬剤師や他店舗と兼務している薬剤師が対応しても良い



・かかりつけ薬剤師の同意を得ている患者には、既存の同意書への追記でも良いとされています（新たに同意取得したことが確認できるようにする必要があります）

・別の文書により同意を得た場合は、既存の同意書と共に保管します

【疑義解釈 2022/3/31①】

・要件を満たせば、服薬管理指導料の加算を算定できる

・連携薬剤師が異動等により不在の場合は、別の薬剤師への変更について文書で同意を得られた以降の指導であれば算定できる

・連続して連携薬剤師が対応すること自体は可能ですが、連続した2回目以降は「特例」ではなく通常の服薬管理指導料を算定します

・「特例」で算定した場合は、地域支援体制加算の実績には含まれません

